

定期交渉

重点項目について教育長と交渉！

11月24日、高教組と県教委の定期交渉を実施しました。高教組は執行委員9人、県教委は教育長、教育次長等8人が出席しました。事前に提出していた209の要求項目のうち9つの重点項目について90分にわたり交渉を行いました。

《主な回答》

1 賃金・諸手当の改善

・教員特殊業務手当の改善

→予備折衝において、増額に係る強い要望があったことから、別に協議する場を設ける。
18年1月より増額が決定（詳細は1ページ）

2 教職員の多忙化解消

・多忙化解消の具体策、休憩時間の確保、校務支援システムの改善、勤務負担軽減に向けた協議の場、舎監勤務の軽減等

→県教委としても緊急提言の趣旨や内容をしっかり受け止めている。教員多忙化解消に向けて、県全体としてとりくみ、関係機関等とも連携しながら、教員が児童生徒一人ひとり向き合う時間を一層確保し、きめ細やかな教育活動の充実、寄り添う教育の実現を図っていく。

3 教職員の配置について

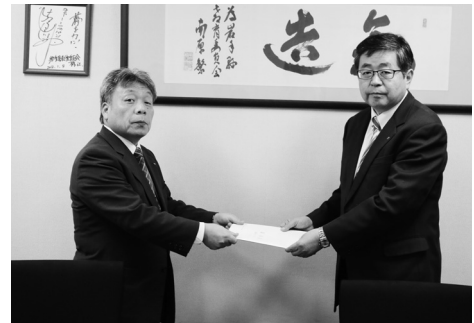
・障害のある教職員、外国籍の教職員の欠格条項の撤廃

→現時点で、現行の制度を改正することは考えていないが、文科省の見解や、他都道府県の実情も踏まえながら、今後検討していく。

4 学校改革、教育条件充実の施策について

・学校図書館の充実

→図書館の運営状況や各学校の意向、配置に要する財源についても十分に踏まえながら検討していく。



このほか・東日本大震災からの教育復興について、・臨時的任用者の連続雇用の際の中断期間について、・再任用の課題について、・「パワハラ」を許さない職場づくりについて、等36項目について予備交渉を行っています。

このうち「舎監の勤務時間の軽減について」、「実習教諭の免許法に基づく単位認定講習について」、「観点別学習評価について」等、満足のいく回答が得られていません。今後も継続して交渉を行います。